

資料１３

**認定調査結果等の提供に係る取扱いについて（改訂）**

認定調査結果等の提供等について

　サービス等利用計画案作成に伴い、区から提供する認定調査結果及び医師意見書の申請等手続きについて、お知らせいたします。

個人情報の外部提供については、通常その都度申請等を行うことになっていますが、サービス等利用計画案の作成に必要な認定調査結果及び医師意見書の提供に限定して、個人情報の外部提供の手続きを一括で処理いたしております。

情報提供の期間は、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の指定期間の満了日までです。この期間は、ケース担当係に電話連絡等をいただければ、郵送等にて認定調査結果等をお送りいたします。連絡の際には、個人が特定できるよう氏名の他に住所等も合わせてお伝えください。

認定調査結果及び医師意見書は、障害認定審査会の審査・判定資料になるため、提供のタイミングは、障害認定審査会終了後といたします。

なお、認定調査結果及び医師意見書は、原則として３年に１度〔新規申請時及び障害支援区分認定の更新（変更）時〕作成します。したがって、サービス支給の更新毎（概ね１年毎）に最新の状態の認定調査結果及び医師意見書があるわけではありませんので、ご了承ください。

　認定調査結果には、調査結果を記載するとともに、判断した際の状況など、必要に応じて特記事項の内容等についてもできる限り追記して提供いたします。

次の方については、認定調査を行わないため、認定調査結果の提供ができません。

　①　同行援護（身体介護なし）の利用申請をされた方

　②　児童福祉法のサービス（障害児通所支援等）の利用申請をされた方

　③　障害児が利用可能な障害者総合支援法のサービス（居宅介護、短期入所、行動援護、同行援護）の利用申請をされた方

※　障害児が利用可能な障害者総合支援法のサービスのうち、重度障害者等包括支援及び重度訪問介護（15歳以上）については、認定調査を実施します。

次の方については、障害支援区分認定を行わないため、医師意見書はありません。

①　同行援護（身体介護なし）の利用申請をされた方

②　児童福祉法のサービス（障害児通所支援等）の利用申請をされた方

③　障害児が利用可能な障害者総合支援法のサービス（居宅介護、短期入所、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）の利用申請をされた方

　　※　障害児が利用可能な障害者総合支援法のサービスのうち、重度訪問介護（15歳以上）については、障害支援区分認定を行うため、医師意見書を作成します。

④　訓練等給付のみの申請をされた方（共同生活援助[介護サービスの提供あり]を除く）

⑤　地域相談支援給付のみの申請をされた方

留意事項

　区から提供した認定調査結果及び医師意見書を事業所が申請者（本人、保護者等）に見せると目的外利用になるとともに、今後の治療等の支障となることもありますので、絶対に見せないでください。

　また、医師意見書の内容を申請者（本人、保護者等）に確認するようなことも謹んでください。

基本的な流れ

　認定調査結果等の提供までの流れは、概ね次のとおりです。

利用者が事業所にサービス等利用計画案の作成を依頼

利用者と事業所が計画相談支援の契約

事業所から区のケース担当係に認定調査結果等の提供について連絡

認定調査結果等をケース担当係から事業所に郵送